

航空運送事業運送約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

加賀エアロシステム株式会社（以下「会社」という。）の行う旅客、手荷物及び貨物の航空運送は、本約款に基づいて行います。

第2条（公示並びに運賃及び料金）

- （1）会社の事業所には、この運送約款とともに別途定めた運賃及び料金を公示します。
- （2）会社は、本運送約款を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページ等に提示することにより変更内容を告知するものとします。

第3条（運航上の変更）

- （1）会社は、法令の執行、官公署の要求、争議行為、動乱、戦争、機材の故障、悪天候その他やむを得ない事由により、飛行経路、発着日時若しくは発着場の変更、運航の全部あるいは一部の中止、旅客の搭乗の制限又は手荷物若しくは貨物の積載の制限若しくは取り卸しの措置をとることがあります。
- （2）会社は、前項の事由により生じた一切の損害について賠償する責を負いません。

第4条（責任）

- （1）会社は、航空機に搭乗中又は乗降中に生じた事故による旅客の死亡又は傷害に対し、あるいは手荷物又は貨物の滅失、毀損等に対し損害賠償の責を負います。
但し、会社が会社又はその使用人に故意又は過失がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- （2）賠償の限度については第30条によります。

第5条（係員の指示）

旅客、荷送人、荷受人及び貸切飛行の借主（以下借主という）は、旅客の搭乗及び降機、手荷物及び貨物の積卸し、その他発着場又は航空機内の行動についてはすべて係員の指示に従わなければなりません。

第6条（賠償金）

会社は、旅客、荷送人、荷受人又は借主が故意又は過失により或いはこの運送約款を守らないことにより会社に損害を与えた場合は、その損害相当額の賠償金を申し受けます。

第7条（管轄裁判所）

この約款による運送契約の成立、効力及び解釈は日本の法律に準拠し、これに関して生じる一切の訴訟は、会社の本社所在地の裁判所の管轄とします。

第8条（特約）

会社は、旅客、荷送人又は借主の申出により、この約款の一部の規定について特約を結ぶことがあります。この場合においては、第1条の規定に関わらずこの特約事項を適用します。

第9条（利用者の同意）

旅客、荷送人又は借主は、この運送約款を承認し且つこれに同意したものとします。

第2章 旅客

第10条（航空券又は電子航空券）

航空券とは電子航空券を含み規定します。（以下この運送約款において同じ）

- （1） 会社は所定の運賃又は料金を申し受けて航空券を発行します。
- （2） 記名式航空券は、他の人に譲渡することはできません。
- （3） 非記名式航空券は他人に譲渡することができます。
- （4） 航空券は、券面記載の通りに使用しない場合は無効となります。

第11条（有効期間）

記名式航空券で搭乗日時指定のないものの有効期間は、発売の日から30日とします。
非記名式航空券は発売の日から90日とします。

第12条（搭乗日時）

会社の航空機に搭乗するには、日時の指定を必要とします。日時の指定を受けようとするときは、会社の事業所又は代理店において航空券を呈示することを必要とします。

第13条（有効期間の延長等）

旅客は、以下の場合に時間又は期日までに会社に申し出て、航空券の有効期間を延長することができます。

- （1） 会社に直接申し出た場合、又は、代理店を通じて申し出る場合は指定日の前日まで。
- （2） 日時の指定のない場合、有効期間の末日まで。

第14条（航空券の呈示）

会社は、旅客に搭乗前に航空券の呈示を求めます。航空券の呈示のない場合は、搭乗できません。但し、氏名を確認できる公的書類、及び搭乗券番号の呈示があった場合、搭乗することができます。

第15条（適用運賃及び料金）

- （1） 適用運賃及び料金は、航空券の最初の搭乗用片によって行う旅行の開始当日において有効な運賃及び料金とします。
- （2） 収受運賃又は料金が適用運賃又は料金と異なる場合は、その差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し航空券を運賃又は料金値上の実施日前に購入し、且つ当該旅行をその運賃又は料金値上げ実施日後の30日以内に開始する場合の適用運賃又は料金は、航空券の発売日において有効な旅客運賃又は料金とします。

第16条（小児運賃）

- （1）旅客に同伴された座席を使用しない3歳未満の小児は、旅客1人につき1人までは無料とします。
- （2）12歳未満の小児については、普通運賃の5割引とします。

第17条（集合時刻等）

旅客は、会社の指定する時刻までに会社の指定する場所に集合しなければなりません。旅客が指定された時刻までに集合しなかった場合には、搭乗できないことがあります。

第18条（会社の都合による払戻し）

第3条の事由又は会社の都合により運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の請求に応じ、未履行分に相当する運賃及び手荷物料金の払戻しをします。この場合、会社は旅客の旅行継続にできる限り便宜を図ります。

第19条（旅客又は借主の都合による払戻し）

旅客又は借主がその都合、若しくは航空券の紛失により運送契約を取り消す場合は、次の場合に限り以下に定める額の運賃、料金の払戻しをします。（遊覧飛行も含む）

- ① 搭乗日時の指定を受けていないで取消す場合は、航空券の有効期間内に限り收受した運賃又は料金の9割
- ② 会社が指示した集合時刻の24時間前までに取消しの通知があった場合は、收受した運賃又は料金の5割
- ③ 会社が指示した集合時刻の6時間前までに取消しの通知があった場合は、收受した運賃又は料金の3割
- ④ 会社が指示した集合時刻の20分前までに取消しの通知があった場合は、收受した運賃又は料金の1割

第20条（払戻しの方法）

運賃料金の払戻しは、会社の事業所又は代理店に於いて航空券又は手荷物引換証と引換えに、航空券の指定日時又は有効期間の末日から30日以内に限り行います。

第21条（搭乗の制限）

次の各号に該当する者は、特に会社の同意を得た場合のほか搭乗することができません。

- ① 精神病者、伝染病患者、薬品中毒患者、泥酔者
- ② 附添人のない傷病者、身体障害者又は3歳未満の小児
- ③ 武器(職務上携帯するものを除く。)、火薬、爆発物、発火又は引火し易い物品、その他航空機、乗客又は搭載物を損傷するおそれのある物品を携帯する者
- ④ 航空運送に不適當な物品又は動物を携帯する者
- ⑤ 他の乗客に不快の念を与えるおそれのある者
- ⑥ 第23条の規定による持入手荷物の点検を拒んだ者
- ⑦ 機内で紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する事を目的として持ち込む者

第22条（賠償責任と旅客の賠償責任）

会社は、航空機に搭乗中又は乗降中、会社が責に任ずべき事故により生じた旅客の死亡又は障害に対しては賠償責任を負います。

旅客の故意又は過失によりこの約款を守らずに、会社が被る損害に対しては旅客の賠償責任が発生します。

第3章 手荷物

第23条（内容の明示及び点検）

会社は旅客の手荷物が第38条記載の物件の疑いがあると認めた場合は、以下により処理します。

- ① 持入手荷物（見廻り品を含む）の場合は、本人立会の上、点検することがあります。
- ② 受託手荷物の場合は、本人又は第三者の立会を求めた上、点検することがあります。
- ③ 前号の点検を拒んだ場合は、手荷物の運送を断ります。

第24条（送り状控（荷物引換証）の発行）

会社は、受託手荷物に対して送り状控（荷物引換証）を発行します。

第25条（手荷物の持込み制限）

旅客一人当りの手荷物の個数・重量及び容積等による制限は、次の各号に定めるところによります。

- ① 受託手荷物、機内持入手荷物の個数は、合わせて2個までとします。
- ② 受託手荷物、機内持入手荷物の重量は、合わせて5kgまでとします。
- ③ 受託手荷物、機内持入手荷物の容積は、1つ25cm×35cm×45cmまでとします。
- ④ 高価品、貴重品は、受託手荷物として認めません。但し、旅客が第30条に基づき運送の開始前に当該手荷物につき、それ以上の価額を申告し超過手荷物料金を支払った場合は、この限りでは有りません。
- ⑤ 壊れ物は、受託手荷物として認めません。
- ⑥ 上記①～③の規定を越える手荷物に関しては、原則として認めません。
但し、小型ハンドバッグ、リュック、ポーチ1個については、この限りではありません。
また運賃を支払わない3歳未満の小児については、手荷物の無料扱いをしません。

第26条（超過手荷物料金）

前条に定める重量を超過する手荷物については、その超過する部分に対して別に定める超過手荷物料金を申し受けます。

第27条（手荷物運送の時期）

手荷物はその旅客が搭乗する航空機で運送いたしますが、搭載量の関係その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

第28条（手荷物の引渡し）

受託手荷物は、送り状控（荷物引換証）と引き換えに引渡します。

第29条（送り状控（荷物引換証）の紛失）

手荷物引換証を紛失した時は、会社は引渡しを申し出た者が手荷物の正当な引受人であることを認めた場合に限り引渡しをします。

第30条（賠償の限度）

手荷物（身廻り品一切を含む）に生じた損害について会社が賠償の責を負う場合の賠償額は、予め貨物の種類、品名及び価格を会社に申告した場合に限り、旅客1人につき金15万円、（貨物一口につき金3万円、最大5口）を限度とします。

第 31 条（手荷物に対するその他の条項の適用）

手荷物運送に関しては、本章記載事項のほか第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 38 条、第 42 条、第 47 条及び第 48 条の規定を適用します。

第 4 章 貨 物

第 32 条（運賃料金の後払い）

会社は貨物の引渡しを受けたとき、運賃又は料金を申し受けます。但し、会社が同意したときは後払いを認めます。

第 33 条（申込み）

会社は、荷送人に貨物運送の申込みの際に搭載日時の指定をしていただきます。但し、搭載の都合、その他によりご希望に沿いかねることがあります。会社への貨物の引渡しは、会社の指定する場所で行っていただきます。

第 34 条（送り状）

1. 荷送人が貨物の運送を会社に委託するときは、貨物一口毎に以下の事項を明記した送り状を作成し、提示していただきます。
 - ① 貨物の品名、重量、容積、荷姿、個数及び荷印
 - ② 貨物の価格
 - ③ 荷送人の住所、氏名又は商号
 - ④ 発送地
 - ⑤ 荷受人の住所、氏名又は商号
 - ⑥ 送り状の作成地及び作成年月日
 - ⑦ 到着地
 - ⑧ 運賃、料金等の支払い方法
 - ⑨ 会社への引渡しの年月日
 - ⑩ 送り状控（荷物引換証）の発行希望の有無
 - ⑪ その他特別の取扱いを要するものは、その旨を記載
2. 前項の一口の貨物とは、荷送人、荷受人、発着地、運送の時期、扱種別、運賃及び料金の支払い方法が同じであって、一通の送り状に包含されるものをいいます。
3. 会社は荷送人の申し出により、送り状控（荷物引換証）を発行します。

第 35 条（集荷及び配達）

会社は、荷送人、荷受人又は荷主の請求があった場合、実費を申し受けて集荷、配達の取次をすることができます。

第 36 条（送り状の記載についての責任）

荷送人は、第 34 条の送り状の内容が事実と相違し、又は不完全であった為に会社が受けた一切の損害を賠償しなければなりません。

第 37 条（貨物の点検）

会社は、送り状に記載された貨物の品名について疑いがあると認めた場合、荷送人又は第三者の立会を求め

て貨物の点検をすることがあります。

第 38 条（貨物引受の制限）

会社は、下記に掲げる運送品（本約款中の運送品とは貨物及び手荷物をいいます。）は引き受けません。

- ① 包装若しくは荷造の不完全なもの、破損腐敗若しくは変質し易いもの、臭気を発するもの、不潔なもの又は航空機若しくは他の運送品を損傷するおそれのあるもの
- ② 腐蝕性薬品、武器、火薬、爆発物、発火又は引火し易いもの
- ③ 航空運送に不適當なもの
- ④ 遺 体
- ⑤ 航空法第 86 条及びその他法令又は官公署の命令によって輸送が禁止されているもの
- ⑥ 金 15 万円を超え 100 万円未満の品物。

原則、予め貨物の種類、品名及び価格を会社に申告し、

加えて金 15 万円を超えた額の 1 割を超過料金として会社に支払い、且つ荷送人自身が品物すべてを保証する保険に加入し、これを会社が確認できた場合は引き受けます。

例外として、予め貨物の種類、品名及び価格を会社に申告し、加えて金 15 万円を超えた額の 2 割を超過料金として会社に支払った場合は、引き受けます。

- ⑦ 金 1 0 0 万円を超える品物

個別に貨物引き受けに関する契約（以下、個別輸送契約という）を結ばない限り、引き受けません。

個別輸送契約を結んだ場合、本約款よりも個別輸送契約が優先されます。

第 39 条（荷受人への通知）

会社は、予め荷送人よりの申し出がない場合、荷受人に到達通知を行いません。

第 40 条（正当荷受人）

1. 到着貨物の引渡しにあたっては、会社は荷受人であることを証明するに足るものの提示を求めます。
2. 貨物の引渡しを受けたものが正当な荷受人でなかったことについて、会社の故意又は過失がないときは、これによって生じた損害について会社は責任を負いません。
3. 送り状控（荷物引換証）を発行した場合は、これと引換えでなければ引渡しません。
但し、送り状控（荷物引換証）を紛失した時は、保証渡しをします。

第 41 条（保証渡し）

1. 第 40 条の保証渡しとは、荷送人に確認し、荷受人が正当な者である事が確認でき、さらに、公的身分証明書（自動車運転免許証、保険証、パスポート等）の提示がなされ、連絡先の提示があった場合に、これを保証とし、荷物を渡す事をいう。

第 42 条（引渡し不能運送品の処分）

1. 荷受人を確認することができない場合、又は荷受人が運送品の引取りを怠り、若しくは拒んだ場合であつて、荷送人に通知してもその指図がないとき、運送品が到着地に達した日から一週間以内に荷受人がその引渡しを請求しないときは、会社はその運送品を供託又は競売をすることがあります。また損敗し易いもので荷送人の指図を待つことができない場合は、廃棄することがあります。この場合は遅滞なく荷送人に通知します。
2. 前項により会社が引渡し不能運送品の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

第 43 条 (搭乗予定の変更)

会社は、荷送人又は貨物引換証の所持人が会社に対し運送の取消、運送品の返送、発送地の変更、到着地の変更、搭載日時の変更を請求した場合は、それまでに要した費用を徴収の上、請求に応じます。但し、運送品の返送を除き、その運送品が航空機に搭載される以前に指示があった場合に限りです。

第 44 条 (会社の都合による払戻し)

第 3 条の事由又は会社の都合により、運送契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、会社は荷送人の請求に応じ未運送部分に相当する運賃の払戻しをします。

第 45 条 (荷送人又は借主の都合による払戻し)

荷送人又は貨物引換証の所持人が、その都合により運送契約を取消す場合は、下記の区分に従って運賃及び料金の払戻しをします。

1. 貨物運送の場合

- ① 搭載指定日時の 2 4 時間前までに取消の通知があった場合は、運賃及び料金の 7 割
- ② 搭載指定日時の 6 時間前までに取消の通知があった場合は、運賃及び料金の 5 割
- ③ その他の場合は、運賃及び料金の払戻しをしません。

2. 一般混載貨物運送の場合

搭載指定日時の 2 時間前までに取消の通知があった場合は、運賃及び料金の 9 割

第 46 条 (払戻しの方法)

運賃料金の払戻しは、会社の事業所又は代理店において貨物引換証と引換又は会社が発行した証明により、その指定日時又は有効期間の末日から 3 0 日以内に限り行います。

第 47 条 (運送品に関する免責)

会社は下記に掲げる事由によって生じた運送品の延着、滅失、き損、変質、消耗、汚損その他の一切の損害に対しては、責任を負いません。

1. 第 3 条に掲げる事由
2. 運送品の性質又は瑕疵
3. 荷印記号の不備、又は荷造りの不完全
4. 送り状の記載の不完全又は虚偽

第 48 条 (損害賠償の請求)

1. 運送品に関する損害賠償の請求は、運送品の不着の場合は指定搭載日より 14 日以内に、運送品の一部滅失、毀損の場合は引渡しを受けた日より 7 日以内に、文書で請求しなければなりません。但し、上記の期間内に会社の事業所又は代理店に文書で留保した場合は、留保通知以後 7 日以内に限り上記の期間は延長されます。
2. 上記の期間内に賠償の請求をしなかった時は、会社は賠償の責を負いません。

附 則

この航空運送事業運送約款は、2022 年 12 月 09 日から適用します。

(阪空振第 4 7 号)